



## 母子保健施策の現状と課題 ～データヘルスを中心に～

|       |                                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 日本DOHaD学会事務局<br>公開日: 2019-08-21<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 梅木, 和宣<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/10271/00003582">http://hdl.handle.net/10271/00003582</a>                              |

## 母子保健施策の現状と課題 ～データヘルスを中心に～

梅木 和宣

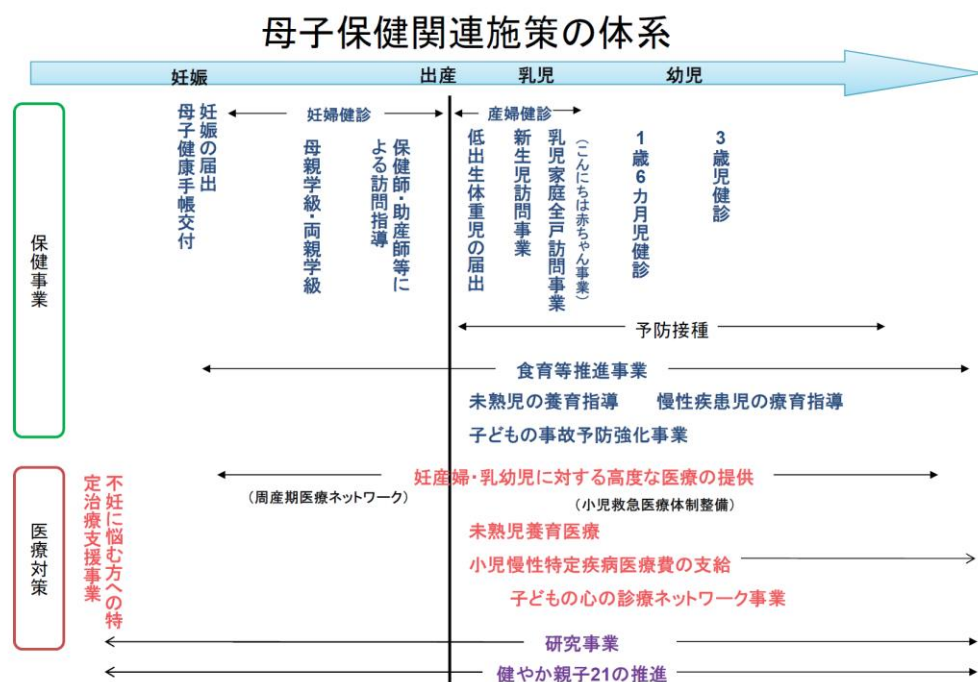
厚生労働省子ども家庭局母子保健課



## 母子保健施策の現状と課題

～データヘルスを中心に～

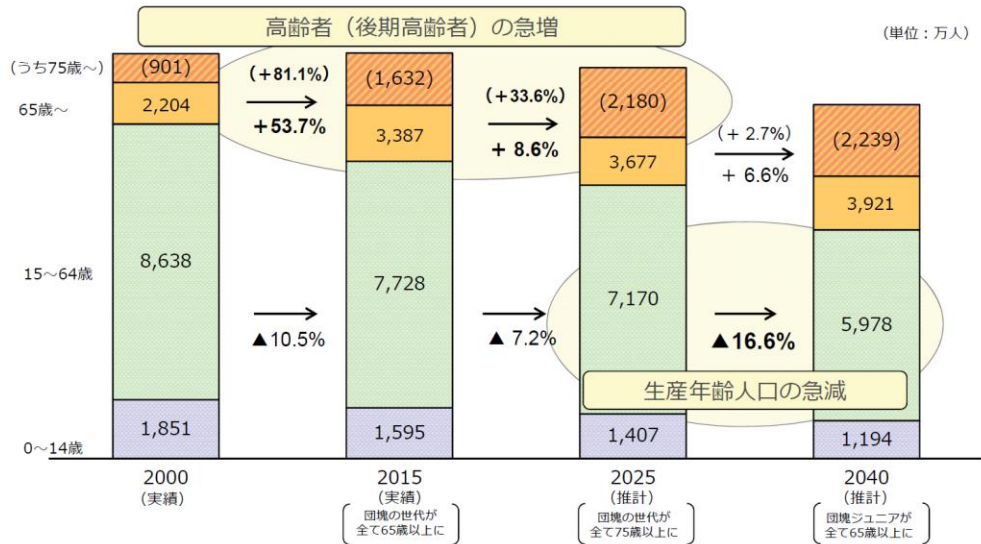
厚生労働省 子ども家庭局  
母子保健課



## 2040年までの人口構造の変化

- 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。

【人口構造の変化】



(出典) 総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」

3

## 成育の概念

ライフステージ説明図

個の成熟ステップ



## 平成31年度概算要求の主な事項（健康寿命の延伸）

### 取組の方向性

- 「健康無関心層への対応」と「地域間の格差の解消」の2つのアプローチにより、健康格差を解消しつつ、健康寿命の延伸を図るため、次の3つの分野を設定し、重点的に取組を推進する。

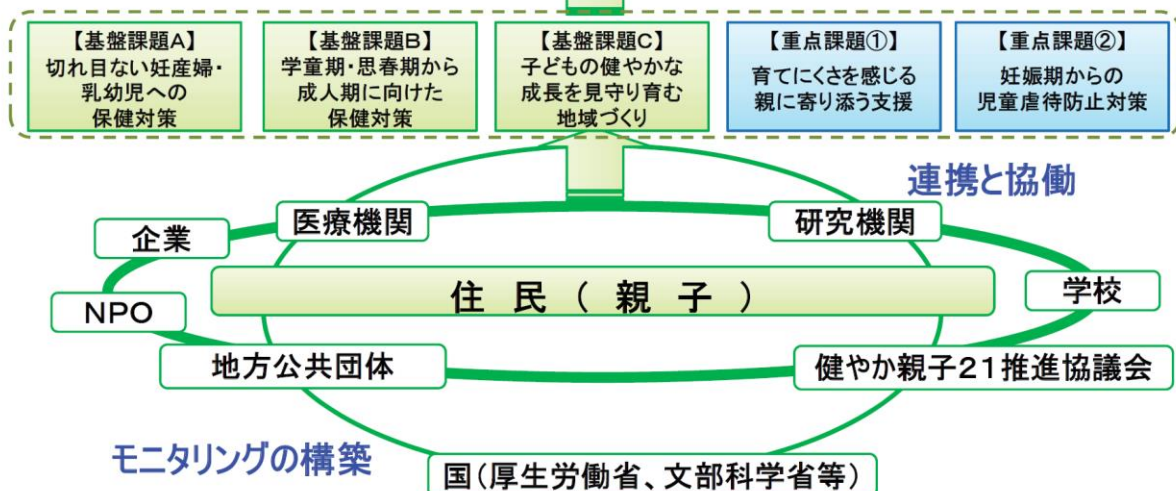
①次世代の健やかな生活習慣形成等 ②疾病予防・重症化予防 ③介護予防・フレイル対策

| 重点取組分野                         | 具体的な方向性                                                                                                                                                                                                                                      | 平成31年度概算要求の主な事項                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 次世代の健やかな生活習慣形成等<br>健やか親子施策     | <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての子どもの適切な生活習慣形成のための介入手法の確立、総合的な支援</li> <li>リスクのある事例の早期把握や個別性に合わせた適切な介入手法の確立</li> <li>成育に関わる関係機関の連携体制の構築</li> </ul>                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>健やか親子21(第2次)による健やかな生活習慣形成</li> <li>子育て世代包括支援センターの全国展開を推進</li> <li>産前・産後サポート事業、産後ケア事業の推進</li> <li>母子保健情報の利活用推進のための市町村システム改修</li> <li>「健やかな生活習慣形成等」の推進や「疾病の予防・治療方法の確立等の開発」に関する研究</li> </ul> |
| 疾病予防・重症化予防<br>がん・生活習慣病対策等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>個別・最適化されたがん検診・ゲノム医療の開発・推進、受けやすいがん検診の体制づくり</li> <li>糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に関する先進・優良事例の横展開（インセンティブの活用）、健康経営の推進</li> <li>健康無関心層も自然に健康になれる社会づくり（企業、自治体、医療関係者等の意識共有・連携(日本健康会議等)）（健康な食事・生活習慣の普及のための方策）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>がんゲノム情報管理センターやがんゲノム医療提供体制の充実、がん等に関する研究開発支援</li> <li>糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組への支援</li> <li>健康日本21を踏まえた健康無関心層への働きかけ（スマート・ライフ・プロジェクト）</li> <li>保険者努力支援制度等、保険者の予防・健康インセンティブの取組への支援</li> </ul>        |
| 介護予防・フレイル対策<br>介護予防と保健事業の一体的実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防・フレイル対策と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みの構築（インセンティブの活用）</li> <li>実施拠点として、高齢者の通いの場の充実、認知症カフェの更なる設置等地域交流の促進</li> </ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の保健事業と介護予防の市町村における一体的な実施の先行的な取組への支援</li> <li>口腔機能の低下予防に関するモデル事業の実施</li> <li>食事摂取基準(2020年版)を活用した高齢者のフレイル予防の推進（普及啓発、研修実施）</li> <li>認知症施策の総合的な取組（認知症地域支援推進員の配置や認知症カフェの普及の推進）</li> </ul>   |

## 「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(平成13年～平成26年)・第2次計画(平成27年度～平成36年度)

## 「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現



## 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

### 改正の概要

#### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

#### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

#### 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

#### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

### 施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

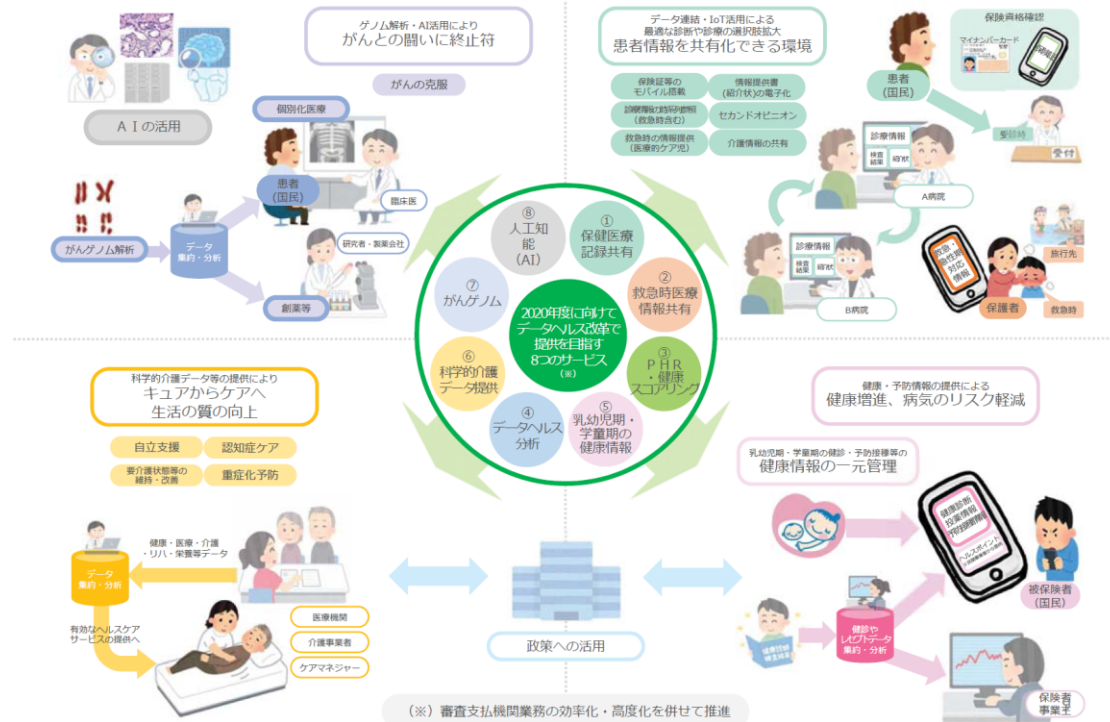
## 子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（2017年4月1日施行）（法律上は「母子健康包括支援センター」）。  
➢ 実施市町村数：761市区町村（1,436か所）（平成30年4月1日現在） ➢ 2020年度末までに全国展開を目指す。

※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



## 健康寿命延伸に向けたデータヘルス改革



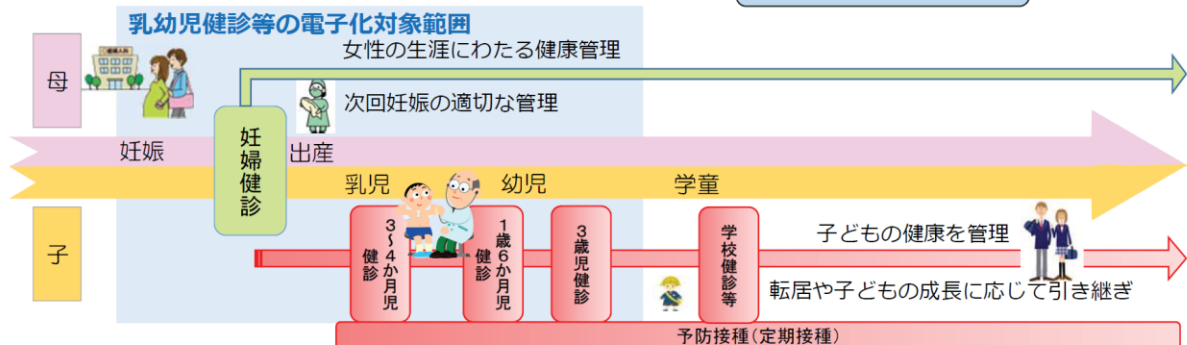
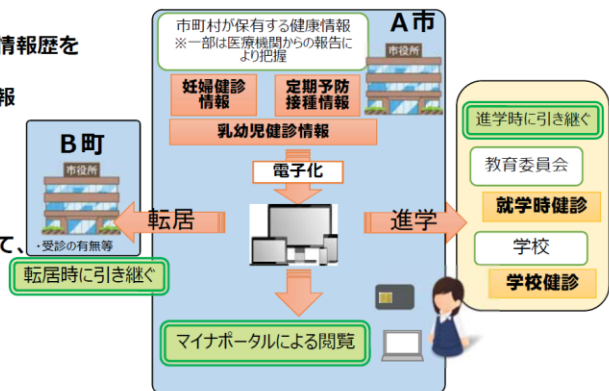
## 子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し 引っ越しや子どもの成長にあわせて記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービス

### 【このサービスで目指すこと】

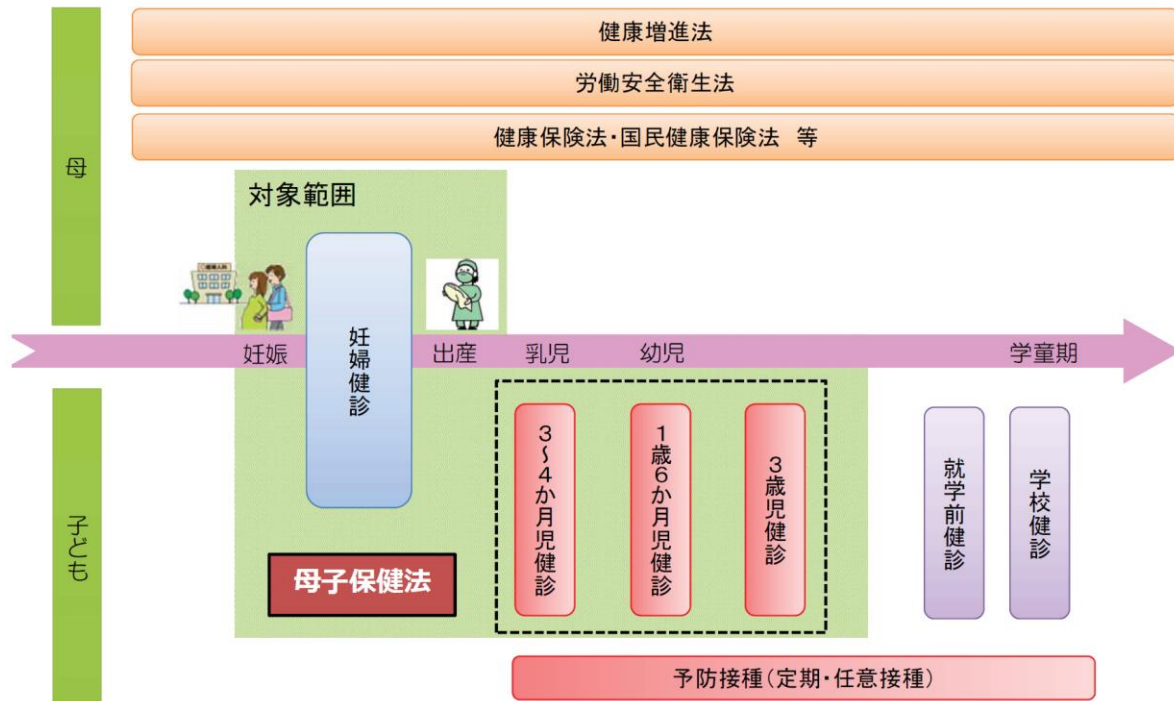
- 子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みの構築
- 個人情報に配慮しつつ関係機関での適切な健診情報の引き継ぎ
- ビッグ・データとして活用

### 【2020年度に実現できること】

- 乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みを構築する。
- マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築する。



## 妊婦健診・乳幼児健診



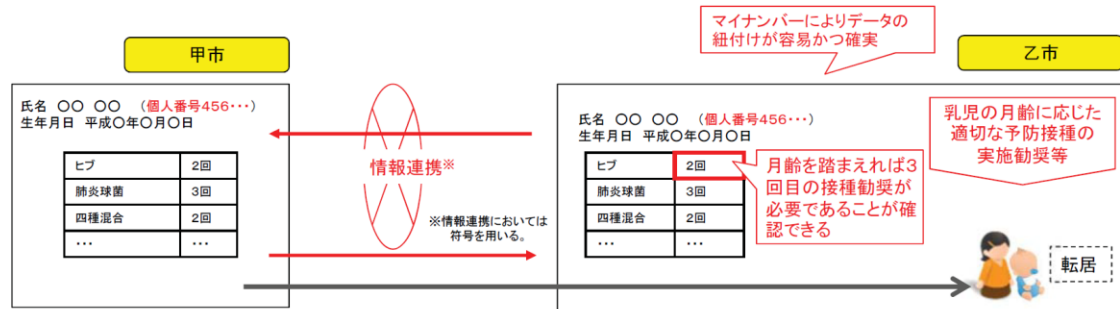
### 各種健診等の法定根拠及び様式について

|          | 市町村に実施義務のある健診                                                                                       | 市町村が必要に応じて実施する健診                                                                                                                         |                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
|          | 乳幼児健診（1歳6か月児・3歳児）                                                                                   | 妊婦健診                                                                                                                                     | 乳幼児健診（その他）                                                      |
| 母子保健法    | 第12条 市町村は次に掲げる者に対し、厚生労働省令に定めるところにより、健康診査を行わなければならない。<br>1 満1歳6か月を越え満2歳に達しない幼児<br>2 満3歳を越え満4歳に達しない幼児 | 第13条 前条の健康診査のほか、市町村は必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。<br>第13条第2項 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。 |                                                                 |
| その他の根拠   | ・母子保健法施行規則<br>・母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（局長通知）<br>・乳幼児に対する健康検査の実施について（局長通知/課長通知）                  | ・妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（厚生労働大臣告示）<br>・母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（局長通知）                                                                   | ・母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（局長通知）<br>・乳幼児に対する健康検査の実施について（課長通知） |
| 保有主体     | 保護者、市町村、一部医療機関（委託実施の場合）                                                                             | 本人、医療機関、一部市町村と共有                                                                                                                         | 保護者、市町村、一部医療機関（委託実施の場合）                                         |
| 様式の統一    | なし（省令で必須項目を示し、通知で基準及び様式例を示しているが、具体的な様式は市町村ごとの判断）                                                    | なし（大臣告示で望ましい基準を示しているが、様式は市町村や医療機関ごとの判断）                                                                                                  | なし（通知で基準及び様式例を示しているが、市町村ごとの判断による）                               |
| データの送り渡し | 原則なし（継続支援が必要な場合は、自治体間や関係機関間で、本人同意を得た上でサマリー等を送付）                                                     | 原則なし（継続支援が必要な場合は、自治体間や関係機関間で、本人同意を得た上でサマリー等を送付）                                                                                          | 原則なし（継続支援が必要な場合は、自治体間や関係機関間で、本人同意を得た上でサマリー等を送付）                 |

## 健康分野におけるマイナンバーの利用について(例)

### 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



## マイナンバー制度における「番号利用」

**番号利用：** 地方公共団体における個人番号を利用した対象者情報の管理(番号法別表第1関連)

- 地方公共団体は、番号法別表第1に規定する事務を処理するため、個人番号を利用した対象者情報の管理を行うことが可能。
- 地方公共団体は、個人番号が記載された申請書、届出書等の提出を受け、提出者その他必要な者(世帯員、児童等が想定される。)の個人番号を取得。
- このため、申請書、届出書等の記載事項、様式に個人番号・法人番号の追加を行う厚生労働省令の改正を実施(平成27年9月29日に公布)。  
一方、通知書等には、個人情報保護の観点から、原則個人番号の追加は行わないことが考えられる。

※ 制度導入の際に既に保有している対象者情報については、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が必要となる者等と個人番号との紐付け(初期突合)を実施。

(参考)

番号法第9条第1項

別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

| マイナンバー制度における「番号利用」                                         |            | 別表第一(第9条関係)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会<br>保障<br>分野                                             | 年金分野       | ⇒ <u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u><br>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務<br>○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務<br>○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務<br>○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                                            | 労働分野       | ⇒ <u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u><br>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務<br>○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                            | 福祉・医療その他分野 | ⇒ <u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u><br>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務<br>○母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務<br>○ <b>母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</b><br>○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務<br>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する事務<br>○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務<br>○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務<br>○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務<br>○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 等 |
|                                                            | 税分野        | ⇒ <u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                            | 災害対策分野     | ⇒ <u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u><br>⇒ <u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。 |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## マイナンバー制度における「情報連携」

**情報連携：** 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の実施・添付書類の省略(番号法別表第2関連)

- 情報照会機関は、番号法別表第2に規定する情報照会機関の事務を処理するため、対象者の同表に規定する情報(所得情報、住民票世帯情報等)を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供機関に照会。  
※ 情報照会機関は、対象者の個人番号に対応する符号、情報項目、情報提供機関の名称等を指定して送信。
- 情報提供機関は、上記の情報照会機関からの照会を受け、対象者の番号法別表第2に規定する情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会機関に提供。
- 上記の情報提供が実施された場合においては、対象者の当該情報に係る添付書類が提出された取扱いとなり、当該書類の添付省略が可能となる。

(参考)

番号法第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

番号法第22条第2項 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

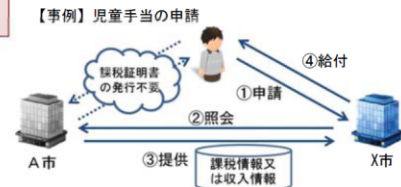
## マイナンバー制度における「情報連携」

マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うこと。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）

⇒ 社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。  
⇒ 住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

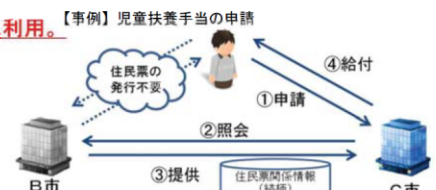
- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 介護保険料の減免の申請に関する事務 等



住民票関係情報（続柄など住民票に記載される基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）以外の情報）

⇒ 社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。  
⇒ 住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

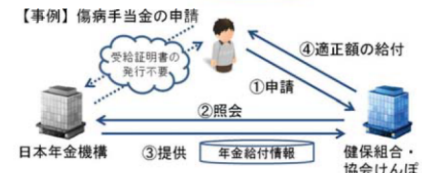


他の社会保障給付に関する情報

⇒ 社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。  
⇒ 住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

※日本年金機構は、情報連携の実施に向けた準備を進めており、現時点では開始されていない。

- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等



## 「番号利用」と「情報連携」ができる機関

- 「番号利用」と「情報連携」をどの機関が行うのか、各都道府県と市町村の間で確認・整理する必要がある。
- 「情報連携」を行うためには、当該事務を行うことについて法令上の根拠※1が必要。
- 事務処理要領のみに基づき都道府県の事務を市町村が実施する場合、「番号利用」は可能であるが、「情報連携」はできない。この場合、事務処理特例条例を定めれば「情報連携」が可能となる。

|        |                 |                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号利用   | 個人番号利用事務実施者となる者 | ① 番号法別表第1の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）。<br>② 当該者から同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部の委託※2を受けた者。<br>※上記に加え、自治体は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障又は防災に関する事務その他これらに類する事務について、条例で定めるところにより個人番号を利用できる（独自利用事務） |
|        | 個人番号関係事務実施者となる者 | ① 法令又は条例の規定により、個人番号利用事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の個人番号を利用した事務（個人番号関係事務）を行うこととされている者。<br>② 当該者から個人番号関係事務の全部又は一部の委託※2を受けた者。                                                                                 |
| 情報連携※3 | 情報照会者となる者       | 番号法別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。※1）。                                                                                                                                   |
|        | 情報提供者となる者       | 番号法別表第2の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。※1）。                                                                                                                  |

※1 地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理特例条例も含まれる。（それ以外の条例、通知、事務処理要領等は含まれない）

※2 単に委託を受けた者について、番号利用では事務の実施が可能であるが、情報連携では照会・提供ともできない（情報提供NWSの利用ができない）。

※3 上記の他、自治体が条例により独自に番号を利用する事務について、個人情報保護委員会規則の定めるところにより、情報照会・提供を行うことができる。

## 妊産婦及び乳幼児に実施する健康診査等の情報管理に関する 全国アンケート調査概要

調査手法:

- 郵送による自記式アンケート調査

調査時期:

- 発送: 2017年11月初旬 \*到着日は自治体によって異なる
- 締め切り: 2017年12月1日 \* 12月15日到着分まで集計には含めた

対象自治体および回答依頼者:

- 全国1,741市区町村
- 母子保健主管部(局) 妊産婦健診及び乳幼児健診 担当者

回収状況:

| 送付数   | 回収数   | 回収率   |
|-------|-------|-------|
| 1,741 | 1,209 | 69.4% |

\*1,209サンプルのうち、人口規模など重要な情報が抜けていた回答が2件  
→1,207サンプルを有効回答とした

Cancer+scan  
パブリックヘルス推進のエンジン

平成30年4月25日(水)  
第1回データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会  
資料2 一部抜粋

### 1. 母子保健に関する情報管理状況 まとめ

#### 情報管理システムの導入

- 人口規模が大きな自治体を中心に情報管理システムの導入が進む(86.8%)
- データの入力方法は、自治体職員による入力为主流(導入している自治体の87.6%)だが、外部委託(同じく11.9%)や健診現場での直接入力(同じく8.5%)も。

#### 乳幼児健診情報の電子データ化

- 受診状況や結果総合判定、予防接種状況、歯科診察所見などの電子データ化が進む(8割程度)一方で、医師診察所見の個別項目(5~6割)や問診票(5割強)、家庭環境(3割)などの背景情報、精密検査結果(5割)・事後措置後の状況(3割強)などのフォローアップに関する情報については十分とは言えないと考えられる。

#### 妊産婦健診情報の電子データ化

- 妊娠届け(9割)や妊婦健診の受診状況(7割強)は電子データで管理されているが、妊婦健診の各検査項目の結果(3~4割)や妊娠届け時のアンケート内容(5割)については、データ管理されている率は低い。
  - ✓ 妊婦健診の検査項目については、そもそも結果を含めて把握している自治体が5~6割。自治体規模が大きいほど結果の把握率が低いのが特徴

#### 乳幼児健診情報と妊産婦に関するデータ(妊娠届出時に把握した情報等)との連結

- 母子の情報を連結しているとの回答が5割(但し、集団としての分析に耐えるデータはもう少し少ないと思われる)

Cancer+scan  
パブリックヘルス推進のエンジン

平成30年4月25日(水)  
第1回データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会  
資料2 一部抜粋

## 2. 乳幼児妊産婦に対する健診等の情報の活用状況 まとめ

### 情報の活用状況

- 対象者個人の支援・フォローアップには十分に活用されているが、保健指導の効果評価（53.6%）やポピュレーションレベルでの原因分析（47.8%）、健診医への個別精検結果のフィードバック（35.0%）、精検結果等の集計値の医師へのフィードバック（25.7%）への活用度は低い。
  - ✓ 分析に必要な個々の検査結果や精検結果、子供の家庭環境などの情報が電子データ化されていないことも一因だと考えられる。
  - ✓ スキルやマンパワーが足りない、といった意見も（ヒアリング調査より）
- 他自治体との指標比較を「実施している」のは37.6%に留まったが、実施していない自治体もその「ニーズはある」（46.1%）と回答。
  - ✓ 一方で、「人口規模や状況に近い自治体でないと比較する意味がないが、そうしたデータがない」との意見も（ヒアリング調査より）

### 情報活用のための素地

- 研究機関との共同分析を「個人情報の観点から難しい」と感じている自治体は約 4 割。また、「どちらとも言えない」と回答した自治体も約 5 割。
  - ✓ 対象者への情報活用に関する説明を実施している自治体は約15%。
- 個人情報の取り扱いに関する審査機関の設置は約 6 割。人口規模による差が顕著。
- 情報連結を制限するような条例の有無については、「わからない」との回答が約 3 割。  
→情報活用については、その制約や根拠を担当者も十分に理解していない様子が伺える。

Cancer+scan  
パブリックヘルス推進のエンジン

平成30年4月25日(水)  
第1回データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会  
資料2 一部抜粋

## データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書（概要）

### 【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

### 政府方針

乳幼児期・学童期の健康情報の一元化の検討などに取り組む。  
(経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定)

PHR (Personal Health Record) について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種（平成29年度提供開始）に加えて、平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。  
(未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定)

### 【中間報告書の主な内容】

#### 1. 電子的に記録・管理する情報

- 乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳）及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

| 乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報                                           |                                                    |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 標準的な電子的記録様式                                                  | 最低限電子化すべき情報                                        |
| 概要                                                           | 例                                                  |
| 本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。               | ・ 疾病及び異常の診察所見<br>・ 新生児聴覚検査に関する情報<br>・ 風疹抗体検査に関する情報 |
| 転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。<br>※妊婦健診は対象外 | ・ 各健診時における受診の有無<br>・ 診察所見の判定に関する情報                 |

#### 2. 電子的記録の利活用について

「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」

マイナポータルでの閲覧

市町村間での情報連携

(背景) ・ 健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている  
・ マイナンバー制度に係る情報インフラが全国的に整備されている

- 生涯を通じた PHR 制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することになっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診断対象者の精密健康診断結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診断結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

#### 3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
  - ・ 電子的記録の保存年限
  - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
  - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
  - ・ 学校健診情報との連携について
  - ・ 任意の予防接種情報の把握について
  - ・ 市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
  - ・ ビッグデータとしての利用について
  - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も踏まえた医療等分野における情報との連携について

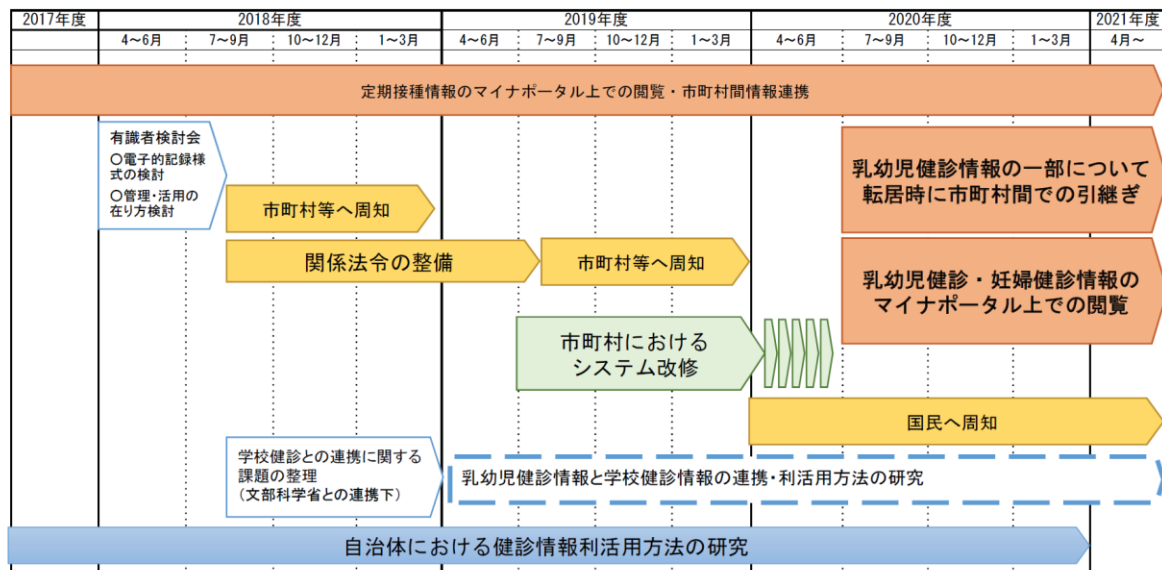
## 標準的な電子的記録様式の項目一覧

※ 赤字は市町村が必ず電子化する項目  
(最低限電子化すべき項目)

| 妊婦健診                                                                                                                                                          |  | 乳幼児健診                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                           |          |                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                               |  | 基本情報                                                                                                                                                                                                                                     | 3～4か月児健診                                                                                                                                                                                                  | 1歳6か月児健診 | 3歳児健診                                                                                                             |
| ○各回の妊婦健康診断において実施する事項<br>・診察月日 ・妊娠週数<br>・体重 ・妊娠前の体重<br>・最終健診時体重・身長<br>・妊娠高血圧症候群<br>・妊娠糖尿病                                                                      |  |                                                                                                                                                                                                                                          | 各共通項目                                                                                                                                                                                                     |          |                                                                                                                   |
| ○必要に応じた医学的検査の結果<br>・血液型等の検査<br>・ABO血液型 ・Rh血液型<br>・不規則抗体<br>・B型肝炎抗原検査<br>・C型肝炎抗体検査<br>・風疹抗体<br>・血算検査<br>・ヘモグロビン<br>・ヘマトクリット<br>・血小板<br>・HTLV-1抗体検査<br>・子宮頸がん検診 |  | (出生時の身体計測値含む)<br>＜妊娠及び分娩歴＞<br>・妊娠中の特記事項<br>・妊娠高血圧症候群<br>・尿蛋白<br>・尿糖<br>・高血圧／浮腫<br>・貧血<br>・糖尿病<br>・多胎妊娠<br>・分娩時の特記事項<br>・帝王切開術<br>・骨盤位<br>・在胎週数<br>・出生時の特記事項<br>・新生児期の特記事項<br>・栄養方法<br>・先天性代謝異常等検査<br>・新生児聴覚検査<br>・初回検査<br>・再検結果<br>・精密検査 | <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <b>判定</b><br/>           ・身体的発育状況 ・精神発達 ・運動機能 ・神経系・感覚器系<br/>           ・血液系 ・皮膚 ・循環器系 ・呼吸器系<br/>           ・消化器系 ・泌尿生殖器系 ・先天性的身体的特徴         </div> |          |                                                                                                                   |
| ○妊娠中と産後の歯の状態<br>・初回診査<br>・妊娠（週数）<br>・要治療のむし歯<br>・（ありの場合の本数）<br>・歯石<br>・歯肉の炎症                                                                                  |  |                                                                                                                                                                                                                                          | <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <b>判定</b><br/>           ・熱性けいれん ・視覚 ・聴覚<br/>           ・けいれん ・股関節屈曲制限 ・斜頸 ・代謝系         </div>                                                     |          | ＜検尿＞<br>・蛋白 ・糖 ・潜血<br>＜眼科所見＞<br>・ <b>判定</b><br>・視力（両目・右眼・左眼）<br>・眼位異常<br>＜耳鼻咽喉科所見＞<br>・ <b>判定</b><br>・聴力（難聴）（右・左） |
| ○出産の状態<br>・妊娠期間 ・娩出日時<br>・分娩経過 ・分娩方法<br>・分娩所要時間 ・出血量<br>・出血量<br>・輸血（血液製剤を含む）の有無                                                                               |  | ＜発達＞<br>・笑う<br>・追視<br>・定額<br>・人の声のする方に向く<br>・おもちゃをつかむ<br>・お座り<br>・発語<br>・ひとり歩き<br>・二語文                                                                                                                                                   | <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <b>判定</b><br/>           ・むし歯の状態 ・未処置のむし歯 ・処置済のむし歯<br/>           ・歯肉・粘膜 ・かみ合わせ         </div>                                                     |          |                                                                                                                   |
| ○出産時の母の状態<br>・性別 ・数<br>・体重 ・身長                                                                                                                                |  | ・栄養法                                                                                                                                                                                                                                     | <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <b>判定</b><br/>           ・母乳 ・離乳         </div>                                                                                                    |          |                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                               |  |                                                                                                                                                                                                                                          | <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <b>判定</b><br/>           ・（健康診断依頼）日付<br/>           ・（精密検査受診）日付         </div>                                                                     |          | ・所見又は今後の処置                                                                                                        |

子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し引っ越しや子どもの成長にあわせて記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービス工程表

- 2020年度には妊婦健診・子ども時代に受ける健診・予防接種等の個人の健康情報歴がマイナポータル上で確認できるようになる。
- 乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれるようになる。



## 略歴

梅木 和宣

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

平成 24 年 健康局結核感染症課（結核対策等）

平成 27 年 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（公認心理師制度等）

平成 28 年 環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室（水俣病対策）

平成 29 年 現職（母子保健全般）